

氏名	木場貴俊
学位の専攻分野の名称	博士（歴史学）
学位記番号	甲文第119号（文部科学省への報告番号甲第412号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2012年3月2日
学位論文題目	近世怪異の文化史的研究
論文審査委員	（主査）教授 西山 克 （副査）教授 森田 雅也 倉地 克直（岡山大学大学院教授）

論文内容の要旨

本論文は日本近世の怪異文化に、儒学者の言説や文芸テキストの読み込みを通じて追ろうとするものである。全体は三部に分かれ、前後に序章と終章が置かれている。また第三部の後に補論が一つ挿入されている。以下、論旨を辿ろう。

第一部第一章では、「近世社会の成立と近世的怪異の形成」と題して、徳川政権期におけるあやしい物事としての怪異のなかから、政治文化としての怪異を摘出し、その背景や特質を探ろうとする。徳川政権期以前の怪異の様相を概観した後、近世の怪異観としてまず天譴論を取り上げ、それが為政者の統治論から被支配者の政治批判の言説にまで展開していったとする。さらに人の心が天地に作用するという天運論を取り上げる。最後に幕府や藩の法令を通して、近世の法と怪異の関係性を追求し、怪異が怪異に昇華した場合に限り取締の対象となるなどの指摘をしている。さらに、近世の怪異は為政者が率先して創出したものではなく、自らの正当性（正統性）を保証し、社会秩序を維持するという政治情勢の必要性に応じるかたちで、知識人や書物を通じて形成されていた怪異観を支配論理に組み込んでいったものと結論づけている。

第二部「林羅山と怪異」では儒者羅山の近世怪異文化への影響力が論じられる。まず第二章「林羅山と「怪異」」において、幕府儒官林家の祖にあたる羅山の怪異観・怪異譚が論じられ、羅山にとって排仏と儒学教化のために怪異が絶好の素材であったとする。それにもかかわらず、三教一致的な宗教秩序のなかで、仏教側はあえて羅山の言説を箔付けに利用する。そのことが仏教怪異譚である『奇異雑談集』と羅山の言説との比較などを通して論じられている。さらに第三章「林羅山の従俗教化—『多識編』のかみをめぐって」においては、羅山の博物学の著作である『多識編』の草稿本・古活字版・整版本との比較や彼の理当心地神道との関係を通して、氏は幕府内では思想的に挫折した羅山の精神世界に踏み込んでいる。最後に第四章「林羅山の語る怪異—『本朝神社考「僧正谷」を読み解く』では、「僧正谷」の原型と見られる『駿府記』の記事との比較から、羅山がフィクションとして創り出した「僧正谷」の怪異譚が、徳川幕府の正当性（正統性）を保証するもう一つの「由緒」であったとする。

第三部「近世怪異認識の系譜」では、怪異認識を経験論的・唯心論的・唯物論的に区分し、そのそれぞれに第五・六・七章をあてている。近世における怪異認識の全体像をその系譜論から体系化しようという試みである。経験論的怪異認識では、あやしい物事とは稀少性のことだとしうえで、その稀少性について、世界は不思議そのもので特に不思議がる必要はなく、それでも不思議に思うのは、無知・未経験に由来するものなので、知識や道理を学ぶ必要がある、とする。さらに唯心論的怪異認識として河内屋可正の『河内屋可

正旧記』を取り上げる。そして、この怪異認識は、儒学・仏教双方で主張され、三教一致的な様相を窺わせるとしたうえで、天変地異＝恠異と人心の伝統的な関係を換骨奪胎して、社会生活レベルでの修身論としての人と怪異の関係にまで再編させたもの、と位置づける。最後の唯物論的怪異認識では、モノとしての妖怪・化物の存在を辞書類などを駆使して検討する。生類としての妖怪・化物の機能などを述べ、さらに貝原益軒を素材に本草学に見る唯物論的怪異認識について考察を進める。そのうえで、自分ではない他者をどういうものとして捉えるかに重きが置かれたもので、対象を学究的に解明しようという姿勢を促すものであったとする。

第三部の後に挿入されている補論「歴史的産物としての妖怪—ウブメを例にして」は、産女の妖怪とされるウブメとその凶像を素材に、妖怪が歴史によって作られたものであることを論証するものである。

論文全体の最後に総括と展望が置かれているが、総括では本論文で考察してきた諸問題の整理が行われ、近世社会における怪異の多様な展開は、怪異文化が当該社会において一定の役割を持っていたことを示すと同時に、逆説的に当時の社会が怪異を組み込んだ上で成立していることでもある、と総括している。最後に展望として、①社会・文化状況、②学問と宗教、③本草学と地域の記録、の三つの課題が提示されている。

論文審査結果の要旨

歴史的な怪異研究の先鞭をつけたのは2001年から活動を開始した東アジア恠異学会であり、その活動のなかで明らかとなったのは、史料用語としての怪異が極めて政治的な概念を内包しているということであった。少なくとも南北朝期以前の国家は、軒廊御卜に代表される卜占によって怪異を解析し、近未来に予想される凶事を炙り出すことに熱心であった。凶事の実現を祈祷や物忌によって阻止することが、国家・王権の支配の正当性と深く関わっていたからである。そのような古代・中世的な怪異システムが解体した近世社会においても、木場氏は怪異を文化として捉えうると考えている。

中世後期以降、怪異の熟語には多様な意味が内包されてくるが、氏は学術用語としての怪異を「不思議な物事」と規定し、そのなかで特に政治性の強いものを恠異（政治文化としての怪異）として区別する。第一部で扱われているのは恠異の近世的様相であり、そのなかで氏は、知識人や書物による恠異観を、天譴論や天運論の考察を通じて炙り出そうと努めている。その知識人のなかでも、17世紀前期を代表する儒者である林羅山への着目は氏の独壇場とあってよい。本草学の著作にあたる『多識編』や『本朝神社考』のような書物から羅山の神観念や恠異観を抽出し、徳川幕府の正当性を保証する由緒としての恠異の創出に言及するところは、その当否はなお今後の検討に委ねられるとしても、氏の研究手法の独自性を示すものとして興味深いものがある。第三部の怪異認識の三類型についての考察は、複雑な内容と系譜をもつ近世の多様な怪異を鮮やかに分類し、今後の怪異文化研究の基礎を提供するものとなっている。経験論的怪異認識の章では17世紀の「あやしい」の希少性や神仏の霊験との距離、唯心論的怪異認識の章ではそれが民俗知に対する文化的ヘゲモニーのツールとして機能したこと、唯物論的怪異認識の章では仏教においても儒教においても怪異は生類に分類され、化生などの思想で説明されたことなど、多くの興味深い指摘をしている。終章で語られる今後の課題も、18世紀以降の怪異と関わらせながら、やや羅列的という不満はあるにしても、氏らしい壮大な意図のもとに構想されている。

以上、本論文は近世の怪異文化に関する優れた成果であると評価できる。〈日本近世の学知と怪異との関係性〉という一見不釣り合いなテーマが、歴史的に近世の国家や社会を考える際にも、逆に極めて重要なものであることが氏の業績から明らかになった。しかし課題がないわけではない。

木場氏は、本論文の時代的な対象を17世紀前後（天正年間から宝永年間）に絞り、この時期を中世的な怪異と近世的な怪異の過渡期として位置づけている。それは、近世における怪異認識の思想的転換を、近世初

頭ではなく18世紀半ばに想定する先行の学説を意識しているからである。しかし木場氏は天譴論や天運論などの思想動向を通して、「近世の恠異観」を抽出しようとしているのであり、実際の考察においては、過渡期をそれほど意識しているようには見えない。また次のような欠点もある。たとえば林羅山の思想体系の全貌が提示されないままに、彼の神観念や恠異観が抽出され、その社会的な影響力が語られることである。そうであるとする、「恠異という文化が当時の社会において一定の役割を持っていたことを示している」としても、そのまま「当時の社会が恠異を組み込んだ上で成立している」と言い換えることができるかどうか。この問題は単に林羅山のケースだけに止まらない。あるいは、彼をも含む日本朱子学の全体像を提示したうえで、あらためて検討されなければならないものでもあろう。そうした点で、本論は、なお多くの課題を残していると言わざるをえない。

とはいえ、これらの欠点は氏の研究の意義を決定的に傷つけるものではない。林羅山ら儒者の難解な言説などを読み解きながら、歴史的に見過ごされてきた日本近世の恠異文化という問題群を、百科全書的な知識を駆使して解き明かそうとした氏の力業は、十分に評価されてしかるべきであろう。

当審査委員会は、さる2月15日に、木場氏に対して提出論文についての試問ならびに公開審査会を行った。それらの結果から、木場貴俊氏が博士（歴史学）の学位を授与されるに足る十分な資格を有するものと判断し、その旨ここに報告する。